

議 第 8 9 号

上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本市上水道事業給水条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 5 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市上水道事業給水条例の一部を改正する条例
新潟県柏崎市上水道事業給水条例（昭和 33 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市上水道事業給水条例（昭和33年7月1日条例第26号）

改正後		改正前
(工事の施行) 第11条 給水装置工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 2・3 （略）		(工事の施行) 第11条 給水装置工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施行する。 2・3 （略）